

○長崎大学知的財産委員会規則

平成16年4月1日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第29条第2項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)における知的財産の管理、活用等を審議するため、本学に設置する長崎大学知的財産委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 知的財産の管理及び活用に関する事項
- (2) 知的財産戦略の立案に関する事項
- (3) 産学官連携の推進に関する事項
- (4) 知的財産に係る教育及び啓発活動の推進に関する事項
- (5) 大学発ベンチャー等の起業支援に関する事項
- (6) ベンチャーに係る教育及び啓発活動の推進に関する事項
- (7) その他知的財産及び大学発ベンチャー等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 知的財産本部専任教員
- (3) 各学部、生産科学研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所、病院の知的財産関係の委員 各1人
- (4) 保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設の代表者 1人
- (5) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号から第5号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究国際部研究企画課産学連携室において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月27日規則第30号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規則第41号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年10月11日規則第48号)

この規則は、平成20年10月11日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。